

●令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料段階と保険料額

段階	基準額に 対する割合	年間保険料	対象者
第 1 段階	0.285	16,580 円	●生活保護の受給者 ●世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が <u>80.9 万円</u> 以下の方
第 2 段階	0.485	28,220 円	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が <u>80.9 万円</u> を超え、120 万円以下の方
第 3 段階	0.685	39,860 円	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 120 万円を超える方
第 4 段階	0.90	52,380 円	●世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が <u>80.9 万円</u> 以下の方
第 5 段階	(基準額)	58,200 円	●世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が <u>80.9 万円</u> を超える方
第 6 段階	1.20	69,840 円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の方
第 7 段階	1.30	75,660 円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方
第 8 段階	1.50	87,300 円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方
第 9 段階	1.70	98,940 円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方
第 10 段階	1.90	110,580 円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方
第 11 段階	2.10	122,220 円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方
第 12 段階	2.30	133,860 円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方
第 13 段階	2.40	139,680 円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が 720 万円以上の方

○合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

第 1 ～ 5 段階については、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第 1 ～ 5 段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得（所得金額調整控除がある場合は控除前の金額）から 10 万円を控除した金額を用います（控除後の額が 0 円を下回る場合は、0 円とします）。

繰越損失がある場合は繰越控除前の金額、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。